## 定住促進と地域経済の活性化を目的に

H26年1月2日~H31年1月1日の新築家屋が対象

# 市独自の新築住宅の課税免除

+

Ш

### 国の法律で定められた制度

現在、国の制度で新築住宅の固定資産税が、3年間又は5年間、居住部分の120㎡分の固定資産税が1/2に減額されています。



国の制度で減額されなかった残り1/2を 大田市で独自に免除します。【期間は3年間】 市では、来年1月から5年の間、 市内に新築された家屋の固定資産税 の一部を免除することにしました。

これはUIターンを促す定住対策 のほかに、住宅需要を喚起し地域経 済の活性化につなげる波及効果を 狙った市独自の制度です。

課税免除は、申請手続き等が必要 です。詳しくは市役所税務課 資産 税係(☎0854-83-8025) までお問 い合わせください。



# 120㎡分にかかる固定資産税 新築後の3年度分は実質「O円」に

### UⅠターンをお考えの方に必見!

50㎡以上の新築住宅を建てた場合

## 最大16万円を助成

新築住宅

延べ床面積 50㎡以上 (新築共同住宅は1 戸あたり40㎡以上)

区分	補助金額	
50㎡以上80㎡未満	5万円	
80㎡以上120㎡未満	8万円	
120㎡以上160㎡未満	12万円	
160㎡以上	16万円	
共同住宅40㎡以上	4万円	

※【新築住宅要件】 玄関、台所、トイレ等を有し、 独立して居住できる新築の住宅用家屋

## 石州瓦・県産木材を使った場合 さらに最大31万円を助成

え、増改築も対象になります※石州瓦、県産木材の助成は屋根替

石州瓦	施工面積が 50㎡以上の 新増改築・ 屋根替え工事	区分	補助金額
		50㎡以上75㎡未満	4万円
		75㎡以上100㎡未満	6万円
		100㎡以上125㎡未満	8万円
		125㎡以上150㎡未満	10万円
		150㎡以上175㎡未満	12万円
		175㎡以上200㎡未満	14万円
		200㎡以上	16万円
県産木材	島根県、産木材を 10㎡以上使用する 新増改築工事	10㎡以上20㎡未満	5万円
		20㎡以上30㎡未満	10万円
		30㎡以上	15万円
•			·

# 石州瓦などの使用で助成

※市内業者の施工に限りますの築等に対しての助成も行っています。新築住宅に対する助成を行っています。



### 132.000円 (課税額)

ステップ①

国の制度の減額で、120㎡までの課税額 が1/2に……52,800円が減額されます。

納めていただく税額 「79,200円」

国の制度の減額 52,800円



税額は 26,400円に ステップ②

国の制度で1/2となった、 120㎡までの課税額の残りを市 の独自の制度で免除。……納 めていただく税額は、「26,400 円しになります。

市独自の免除 52,800円

国の制度の減額 52,800円

# 額を試算してみよう……

モ デ ル ケ 1 ス

有

て満たす必要があります。

2 8 0 ▽平成26年1月2日~ 1日に新築完成したもの 住部分の床面 「新築住宅に対する固定 mの家屋など、 積が 地方税 31 年 50

> を有する個人事業者が施工 た住宅であること 市内に本店や営業所 または市内に住 所

免除条件があります

免除対象は以下の要件を全

市内事業者の施工など

住宅の完成時期

一税の減額」

対象要件に該

ム等促進事業

を免除する各年度の4 ▽物件の所有者であ 在、 場合は全員) 税などの滞納がない 市 (法人は免除対象外 内に住所を有して 月 1 共 H

が 等を有 住宅リフォー

空き家改修事業

住宅関連の市の助成制度



UIターンで大田市に 定住される方、又は空き 家の所有者がUIターン 者へ売買・賃貸すること で住宅の改修をする場合 に、改修費の一部を助成 します。

50万円以上の修繕、 模様替え、または設 備の改修工事

補助額

対象費用の 3分の1以内 (上限30万円)

補助対象者

- ①定住の意思を持って居住する、空き家を取得 し、又は賃貸住宅へ入居をするUIターン者
- ②空き家の所有者、地域自主組織、自治会等、 又はNPO法人(上記①に該当する者を入居 させる場合に限ります)
- ※工事の着工前の申請が必要です。
- ※空き家とは「大田市空き家バンク制度」に登 録のある建物です。

詳しくは市役所まちづくり推進課 定住交通係 (☎0854 - 83 - 8029)までお問い合わせください。

建築物をリフォーム等される場合 にその経費の一部を助成します。た だし、申請は年度につき1回限りで す。市外の方もご利用できます。

50万円以上の新増 築、改修、造園、駐 車場及び外構工事

補助額

一律 5万円

【補助対象外】

- ・下水道、合併浄化槽等接続工事の屋外工事
- ・敷地造成工事のみ、または解体のみの工事費
- ・申請者が施工する場合の人件費
- ・電気器具等の購入、設置費用等
- ・市の他の補助制度の対象となったもの

### 補助対象者

〈新築住宅・リフォーム共通〉

- ①大田市内に本店、または本拠のある 事業者の施工により、市内で工事を実 施されるかた
- ②大田市税等を滞納していないかた ※必ず着工前の申請が必要です。

新築住宅・リフォームに ついてのお問い合わせは、 市役所産業企画課 商工振興係

(☎0854 - 83 - 8075) まで



どがなかな大田市です!! 2013.10